

# 電子保証の導入について

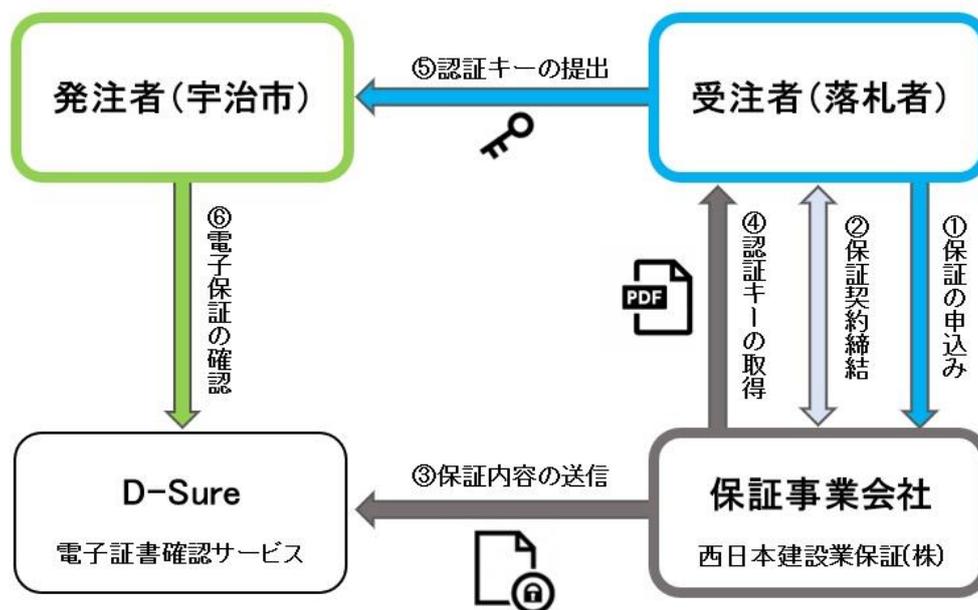
宇治市では、契約事務における負担軽減及び効率化等を目的とし、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを、次のとおり開始します。

なお、従来通り書面による保証証書での提出も可能です。

## 1 電子保証とは

従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。

<電子保証の仕組み及びフロー>



## 2 電子保証の対象となる保証証書

保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証

※電子保証の申込方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

※金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面により提出してください。

## 3 電子保証の対象となる契約

令和7年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約案件

## 4 認証キー等の提出方法

### (1) 提出する物

保証事業会社から提供された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』

### (2) 提出方法

メールまたは紙（印刷）で提出してください。

### (3) メール送信時の留意事項

- ①メール本文に認証キー等を記入せずに、保証事業会社から提供された(1)の PDF ファイルを添付してください。
- ②メールの件名は「【保証名称・認証キー】業者名」としてください。  
（例：【契約保証・認証キー】〇〇〇〇株式会社）
- ③メール本文中には、案件名、担当者氏名、連絡先を必ず記載してください。

### (4) 注意事項

偽造防止のため、電子証書そのものを印刷した紙又は PDF ファイルをメールにより提出した場合は、保証証書の提出として認められませんので、ご注意ください。

## 5 認証キー等提出先

### (1) 契約保証

契約担当課（契約課または上下水道総務課）へ提出してください。

※メールで提出する場合は、契約締結日の前日までに提出をお願いします。

※紙で契約日に提出された場合、保証内容の確認にお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

### (2) 前払金保証及び中間前払金保証

工事（業務）担当課へ提出してください。

#### 【提出先メールアドレス】

宇治市ホームページにてメールアドレス一覧を掲載しています。以下の URL からご確認ください。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>